

PKI プラットフォーム認証局  
クライアント証明書 証明書ポリシー  
(Certificate Policy)

Version 3.6

2015年8月24日



## 目 次

1. はじめに	10
1. 1 概要	10
1. 2 文書名称と定義	10
1. 3 PKI の関係者	10
1. 3. 1 ポリシー承認局	10
1. 3. 2 発行局	11
1. 3. 3 登録局	11
1. 3. 4 加入者	11
1. 3. 5 利用者	11
1. 3. 6 信頼者	11
1. 3. 7 その他の関係者	11
1. 4 証明書の用途	11
1. 4. 1 証明書の種類	11
1. 4. 2 正規の証明書用途	11
1. 4. 3 禁止されている証明書用途	11
1. 5 ポリシー管理	12
1. 5. 1 文書の管理組織	12
1. 5. 2 窓口	12
1. 5. 3 ポリシーに対する本 CP の準拠性調査担当者	12
1. 5. 4 CP の承認手続き	12
2. 公開とリポジトリの責任	13
2. 1 リポジトリ	13
2. 2 認証情報の公開	13
2. 3 公開の時期と周期	13
2. 4 リポジトリに対するアクセスコントロール	13
3. 本人性確認と認証	14
3. 1 名称	14
3. 1. 1 名称のタイプ	14
3. 1. 2 名称の意味に関する要件	14
3. 1. 3 利用者の匿名・仮名についての要件	14
3. 1. 4 様々な名称形式を解釈するためのルール	14
3. 1. 5 名称の一意性	14
3. 1. 6 商標等の認識、認証および役割	14

3. 2	初回の利用者の本人性確認	14
3. 2. 1	秘密鍵の所有を検証する方法	14
3. 2. 2	加入者の確認	14
3. 2. 3	利用者の確認	15
3. 2. 4	確認されない利用者情報	15
3. 2. 5	権限確認	15
3. 2. 6	相互運用性基準	15
3. 3	鍵（証明書）更新申請時の本人性確認と認証	15
3. 3. 1	鍵（証明書）定期更新時の本人性確認と認証	15
3. 3. 2	失効後の鍵（証明書）再発行時の本人性確認と認証	15
3. 4	失効申請時の本人性確認と認証	15
<b>4.</b>	<b>証明書のライフサイクル</b>	<b>16</b>
4. 1	証明書申請	16
4. 1. 1	証明書利用申請者	16
4. 1. 2	利用申請方法	16
4. 2	証明書申請プロセス	16
4. 2. 1	本人性確認と認証業務の実行	16
4. 2. 2	証明書申請の承認または拒否	16
4. 2. 3	証明書申請プロセスの時間	16
4. 3	証明書発行	17
4. 3. 1	証明書発行時の認証局の行動	17
4. 3. 2	認証局から利用者への証明書発行の通知	17
4. 4	証明書受領	17
4. 4. 1	証明書受領確認手続き	17
4. 4. 2	認証局による証明書の公開	19
4. 4. 3	認証局による他の関係者に対する証明書発行の通知	19
4. 5	鍵ペアと証明書の利用	19
4. 5. 1	利用者による秘密鍵と証明書の利用	19
4. 5. 2	信頼者に対する利用者の公開鍵と証明書の利用	19
4. 6	鍵更新を伴わない証明書更新	19
4. 6. 1	鍵更新を伴わない証明書更新に関する要件	19
4. 6. 2	証明書利用申請者	19
4. 6. 3	証明書申請プロセス	19
4. 6. 4	利用者への新しい証明書発行の通知	19
4. 6. 5	証明書受領確認手続き	20

4. 6. 6	認証局による新しい証明書の公開	20
4. 6. 7	認証局による他の関係者に対する新しい証明書の発行の通知	20
4. 7	鍵更新を伴う証明書更新	20
4. 7. 1	鍵更新に関する要件	20
4. 7. 2	新しい公開鍵に対する証明書利用申請者	20
4. 7. 3	鍵更新における証明書申請プロセス	20
4. 7. 4	利用者への新しい証明書発行の通知	21
4. 7. 5	鍵更新された証明書の受領確認手続き	22
4. 7. 6	鍵更新された証明書の公開	22
4. 7. 7	鍵更新された証明書の他の関係者に対する発行の通知	22
4. 8	証明書の変更	22
4. 8. 1	証明書の変更に関する要件	22
4. 8. 2	証明書変更申請者	22
4. 8. 3	証明書変更申請プロセス	22
4. 8. 4	利用者への新しい証明書発行の通知	22
4. 8. 5	変更された証明書の受領確認手続き	22
4. 8. 6	変更された証明書の公開	22
4. 8. 7	変更された証明書の他の関係者に対する発行の通知	23
4. 9	証明書の失効と一時停止	23
4. 9. 1	失効の要件	23
4. 9. 2	失効申請者	23
4. 9. 3	失効申請プロセス	23
4. 9. 4	失効申請までの猶予期間	23
4. 9. 5	失効申請プロセスの時間	23
4. 9. 6	信頼者による失効情報確認の要件	23
4. 9. 7	CRL 発行周期	23
4. 9. 8	CRL がリポジトリに格納されるまでの最大遅延時間	23
4. 9. 9	オンラインでの証明書の有効性確認	24
4. 9. 10	オンラインでの証明書の失効情報確認要件	24
4. 9. 11	その他の利用可能な失効情報確認の手段	24
4. 9. 12	鍵の危殆化の特別な要件	24
4. 9. 13	一時停止の要件	24
4. 9. 14	一時停止申請者	24
4. 9. 15	一時停止申請の手続き	24
4. 9. 16	一時停止可能な期間	24
4. 10	証明書ステータス確認サービス	24

4. 1 0. 1	運用上の特徴	24
4. 1 0. 2	サービスの可用性	25
4. 1 0. 3	他の特徴	25
4. 1 1	認証局への登録の終了	25
4. 1 2	鍵預託とリカバリ	25
4. 1 2. 1	鍵預託とリカバリのポリシーと手順	25
4. 1 2. 2	セッションキーのカプセル化・復旧のポリシーと手順	25
<b>5.</b>	<b>設備、管理、運用統制</b>	<b>26</b>
5. 1	物理的な管理	26
5. 1. 1	施設の所在と構造	26
5. 1. 2	物理的アクセス	26
5. 1. 3	電源設備と空調設備	26
5. 1. 4	水害対策	26
5. 1. 5	火災に対する予防措置と対策	26
5. 1. 6	媒体保管場所	26
5. 1. 7	廃棄物処理	26
5. 1. 8	オフサイトバックアップ	26
5. 2	職務統制	26
5. 2. 1	信頼される役割	27
5. 2. 2	役割ごとに必要な人員の数	27
5. 2. 3	各役割における本人性確認と認証	27
5. 2. 4	職務の分離が要求される役割	27
5. 3	人事面の管理	27
5. 3. 1	経歴、資格、経験などに関する要求事項	27
5. 3. 2	身元調査手続き	27
5. 3. 3	教育訓練要件	27
5. 3. 4	教育訓練の周期	27
5. 3. 5	ジョブローテーションの周期と順序	27
5. 3. 6	許可されていない行動に対する罰則	28
5. 3. 7	職員に対する契約要件	28
5. 3. 8	職員が参照できるドキュメント	28
5. 4	監査ログの手続き	28
5. 4. 1	記録されるイベントの種類	28
5. 4. 2	監査ログを処理する頻度	28
5. 4. 3	監査ログの保持期間	28

5. 4. 4	監査ログの保護	28
5. 4. 5	監査ログのバックアップ手続き	28
5. 4. 6	監査ログ収集システム (内部、外部)	28
5. 4. 7	当事者に対する通知	29
5. 4. 8	脆弱性評価	29
5. 5	アーカイブ	29
5. 5. 1	アーカイブの種類	29
5. 5. 2	アーカイブの保持期間	29
5. 5. 3	アーカイブの保護	29
5. 5. 4	アーカイブのバックアップ手続き	29
5. 5. 5	アーカイブの日付要件	29
5. 5. 6	アーカイブ収集システム (内部、外部)	29
5. 5. 7	アーカイブ情報の入手と検証手続き	29
5. 6	認証局の鍵更新	30
5. 7	危殆化、災害からの復旧	30
5. 7. 1	認証局秘密鍵の危殆化および災害からの復旧手続き	30
5. 7. 2	ハードウェア、ソフトウェア、データの障害時の手続き	30
5. 7. 3	利用者秘密鍵危殆化時の手続き	30
5. 7. 4	認証局秘密鍵の危殆化および災害後の事業継続性	30
5. 8	認証局の業務終了	30
<b>6.</b>	<b>技術面のセキュリティ管理</b>	<b>31</b>
6. 1	鍵ペア生成と導入	31
6. 1. 1	鍵ペアの生成	31
6. 1. 2	利用者への秘密鍵の配送	31
6. 1. 3	本認証局への公開鍵の配送	31
6. 1. 4	信頼者への認証局公開鍵の配送	31
6. 1. 5	鍵長	31
6. 1. 6	公開鍵パラメータ生成および検査	32
6. 1. 7	鍵用途 (X.509 v3 key usage フィールド)	32
6. 2	秘密鍵保護と秘密鍵管理モジュール技術の管理	32
6. 2. 1	秘密鍵管理モジュールの標準と管理	32
6. 2. 2	秘密鍵の複数人管理 (n out of m)	32
6. 2. 3	秘密鍵の預託	32
6. 2. 4	秘密鍵のバックアップ	32
6. 2. 5	秘密鍵のアーカイブ	32

6. 2. 6	秘密鍵管理モジュールへまたはからの秘密鍵の転送	32
6. 2. 7	秘密鍵管理モジュール内での秘密鍵保存	32
6. 2. 8	秘密鍵の活性化	33
6. 2. 9	秘密鍵の非活性化	33
6. 2. 10	秘密鍵破壊の方法	33
6. 2. 11	秘密鍵管理モジュールの評価	33
6. 3	鍵ペア管理に関するその他の項目	33
6. 3. 1	公開鍵の保存	33
6. 3. 2	証明書と鍵ペアの使用期間	33
6. 4	秘密鍵の活性化情報	33
6. 4. 1	活性化情報の作成と設定	33
6. 4. 2	活性化情報の保護	33
6. 4. 3	活性化情報に関するその他の項目	34
6. 5	コンピュータセキュリティ管理	34
6. 5. 1	特定のコンピュータセキュリティに関する技術的要件	34
6. 5. 2	コンピュータセキュリティの評価	34
6. 6	技術的面上におけるライフサイクルの管理	34
6. 6. 1	システム開発管理	34
6. 6. 2	セキュリティマネジメント管理	34
6. 6. 3	ライフサイクルセキュリティの管理	34
6. 7	ネットワークセキュリティ管理	34
6. 8	日時の記録	34
<b>7.</b>	<b>証明書、CRL、OCSP の各プロファイル</b>	<b>35</b>
7. 1	証明書プロファイル	35
7. 1. 1	バージョン番号	35
7. 1. 2	証明書拡張領域	35
7. 1. 3	アルゴリズムオブジェクト識別子	35
7. 1. 4	名前の形式	35
7. 1. 5	名称制約	35
7. 1. 6	証明書ポリシーオブジェクト識別子	35
7. 1. 7	ポリシー制約拡張の使用	35
7. 1. 8	ポリシー修飾子の構文と意味	35
7. 1. 9	重要な証明書ポリシー拡張についての処理方法	35
7. 2	CRL プロファイル	36
7. 2. 1	バージョン番号	36

7. 2. 2	CRL、CRL エントリ拡張	36
7. 3	OCSP プロファイル	36
7. 3. 1	バージョン番号	36
7. 3. 2	OCSP 拡張	36
<b>8.</b>	<b>準拠性監査とその他の評価</b>	<b>37</b>
8. 1	監査の頻度と要件	37
8. 2	監査人の要件	37
8. 3	監査人と被監査者の関係	37
8. 4	監査の範囲	37
8. 5	監査における指摘事項への対応	37
8. 6	監査結果の開示	37
<b>9.</b>	<b>他のビジネス的・法的問題</b>	<b>38</b>
9. 1	料金	38
9. 1. 1	証明書発行または更新料	38
9. 1. 2	証明書へのアクセス料金	38
9. 1. 3	失効またはステータス情報へのアクセス料金	38
9. 1. 4	その他のサービスに関する料金	38
9. 1. 5	払い戻し指針	38
9. 2	金銭上の責任	38
9. 2. 1	保険の適用範囲	38
9. 2. 2	その他の資産	38
9. 2. 3	利用者を保護する保険、保証	38
9. 3	企業情報の秘密性	39
9. 3. 1	秘密情報の範囲	39
9. 3. 2	秘密情報の範囲外の情報	39
9. 3. 3	秘密情報の保護責任	39
9. 4	個人情報の保護	39
9. 4. 1	プライバシープラン	39
9. 4. 2	プライバシーとして扱われる情報	39
9. 4. 3	プライバシーとみなされない情報	39
9. 4. 4	個人情報を保護する責任	39
9. 4. 5	個人情報の使用に関する個人への通知および承認	39
9. 4. 6	司法手続または行政手続に基づく公開	40
9. 4. 7	他の情報公開の場合	40
9. 5	知的財産権	40

9. 6	表明および保証	40
9. 6. 1	発行局の表明および保証	40
9. 6. 2	登録局の表明および保証	40
9. 6. 3	加入者の表明および保証	40
9. 6. 4	利用者の表明および保証	40
9. 6. 5	信託者の表明および保証	40
9. 6. 6	他の関係者の表明および保証	40
9. 7	無保証	41
9. 8	責任制限	41
9. 8. 1	利用者の義務違反	41
9. 8. 2	信託者の義務違反	41
9. 8. 3	不可抗力等	41
9. 8. 4	賠償	41
9. 9	補償	41
9. 10	文書の有効期間と終了	41
9. 10. 1	文書の有効期間	41
9. 10. 2	終了	42
9. 10. 3	終了の影響と存続条項	42
9. 11	個々の関係者間に対する通知と連絡	42
9. 12	改訂	42
9. 12. 1	改訂手続き	42
9. 12. 2	通知方法と期間	42
9. 12. 3	オブジェクト識別子の変更理由	42
9. 13	紛争解決手続き	42
9. 14	準拠法	42
9. 15	適用される準拠法	43
9. 16	その他の条項	43
9. 16. 1	完全合意	43
9. 16. 2	譲渡	43
9. 16. 3	分離可能性	43
9. 16. 4	執行（弁護士費用と権利の放棄）	43
10.	<b>【別紙1】 用語集</b>	<b>44</b>
11.	<b>【別紙2】 証明書プロフィール</b>	<b>45</b>
11. 1	クライアント証明書	45

## 1. はじめに

本文書は、ソフトバンク株式会社が PKI プラットフォーム（以後、「本サービス」という）として PKI プラットフォーム認証局（以後、「本認証局」という）から発行する利用者証明書のうち、クライアント証明書（以後、「証明書」という）の証明書ポリシーに関する規定（以後、「本 CP」という）である。本 CP と PKI プラットフォーム認証局運用規定（以後、「当該 CPS」という）との間に矛盾がある場合は、本 CP の規定が優先するものとする。

### 1. 1 概要

本 CP は、本認証局が発行する証明書の発行方針および利用に関する要件を定めるものである。証明書は、ソフトバンク株式会社が提供する本サービスにおいて、利用者（個人）に対して発行される。

本サービスの利用に際しては、ソフトバンク株式会社と加入者との間に別途、本サービスに係る契約（以後、「本サービス契約」という）が定められるが、本サービス契約は、当該 CPS に同意の上締結されるものとする。

定義と略称については、当該 CPS に従う。

本 CP は、IETF PKIX ワーキンググループによる RFC 3647「Certificate Policy and Certification Practices Statement Framework」を基礎にして記述される。ただし、当該 CPS を含む他の規定等を参照する場合には、見出しだけを残し、その旨を明示することとする。

### 1. 2 文書名称と定義

本 CP の正式名称を、「PKI プラットフォーム認証局 クライアント証明書 証明書ポリシー」とする。

### 1. 3 PKI の関係者

#### 1. 3. 1 ポリシー承認局

当該 CPS に従う。

### 1. 3. 2 発行局

当該 CPS に従う。

### 1. 3. 3 登録局

当該 CPS に従う。

### 1. 3. 4 加入者

当該 CPS に従う。

### 1. 3. 5 利用者

利用者とは、登録局の承認下に発行された証明書を実際に利用する個人をさす。

### 1. 3. 6 信頼者

信頼者とは、証明書による個人の認証を行うサーバ機器をさす。

### 1. 3. 7 その他の関係者

当該 CPS に従う。

## 1. 4 証明書の用途

### 1. 4. 1 証明書の種類

本認証局は、利用者証明書として、登録局の審査を通過した個人および機器に対して証明書を発行する。

### 1. 4. 2 正規の証明書用途

ソフトバンク株式会社が（本サービスとは別途）提供するサービスの認証用途、および電子文書への電子署名および暗号化に使用される。

### 1. 4. 3 禁止されている証明書用途

本 CP 1. 4. 1 に定められた用途以外での証明書の使用を禁止する。

## 1. 5 ポリシー管理

### 1. 5. 1 文書の管理組織

本 CP の管理については、ポリシー承認局が行う。

### 1. 5. 2 窓口

規定しない。

### 1. 5. 3 ポリシーに対する本 CP の準拠性調査担当者

規定しない。

### 1. 5. 4 CP の承認手続き

本 CP の承認については、ポリシー承認局が行う。

## 2. 公開とリポジトリの責任

### 2. 1 リポジトリ

当該 CPS に従う。

### 2. 2 認証情報の公開

本認証局は、リポジトリ（Web サーバ）にて、本 CP を公開する。  
その他については、当該 CPS に従う。

### 2. 3 公開の時期と周期

本認証局は、本 CP が改訂され承認されたときは、速やかにこれを公開し、有効開始日についても明示する。また、加入者に対しては、本 CP 9. 1 1 の規定に従い個別に通知する。

その他については、当該 CPS に従う。

### 2. 4 リポジトリに対するアクセスコントロール

当該 CPS に従う。

### 3. 本人性確認と認証

#### 3. 1 名称

##### 3. 1. 1 名称のタイプ

当該 CPS に従う。

##### 3. 1. 2 名称の意味に関する要件

当該 CPS に従う。

##### 3. 1. 3 利用者の匿名・仮名についての要件

当該 CPS に従う。

##### 3. 1. 4 様々な名称形式を解釈するためのルール

当該 CPS に従う。

##### 3. 1. 5 名称の一意性

当該 CPS に従う。

##### 3. 1. 6 商標等の認識、認証および役割

当該 CPS に従う。

#### 3. 2 初回の利用者の本人性確認

##### 3. 2. 1 秘密鍵の所有を検証する方法

利用者の秘密鍵は、発行局内で生成され、PKCS#12 形式もしくは USB トークンに格納され、利用者へ配送されるため、利用者の秘密鍵の所有は検証しない。

##### 3. 2. 2 加入者の確認

当該 CPS に従う。

### **3. 2. 3 利用者の確認**

当該 CPS に従う。

### **3. 2. 4 確認されない利用者情報**

当該 CPS に従う。

### **3. 2. 5 権限確認**

当該 CPS に従う。

### **3. 2. 6 相互運用性基準**

当該 CPS に従う。

## **3. 3 鍵（証明書）更新申請時の本人性確認と認証**

### **3. 3. 1 鍵（証明書）定期更新時の本人性確認と認証**

当該 CPS に従う。

### **3. 3. 2 失効後の鍵（証明書）再発行時の本人性確認と認証**

当該 CPS に従う。

## **3. 4 失効申請時の本人性確認と認証**

当該 CPS に従う。

## 4. 証明書のライフサイクル

### 4. 1 証明書申請

#### 4. 1. 1 証明書利用申請者

本サービスの利用を加入者に認められた個人、またはそれらの代表者。

#### 4. 1. 2 利用申請方法

証明書利用申請者は、登録局に対して、証明書の利用申請を行う。登録局は、利用申請に含まれる証明書発行対象者が加入者から本サービスの利用を認められていることを確認する。

また、利用申請が代表者によって行なわれた場合は、登録局は代表者の確認を行う。

なお、利用申請では、利用申請者により利用者のダウンロード用パスワードが指定される。ダウンロード用パスワードは、証明書受領時に、受領者が利用者本人であることを確認するために用いられる。

### 4. 2 証明書申請プロセス

#### 4. 2. 1 本人性確認と認証業務の実行

本 CP 4. 1. 2 に従う。

#### 4. 2. 2 証明書申請の承認または拒否

証明書の利用申請については、書類不備等を確認し、登録局が受理する。その後、登録局が本 CP 4. 1. 2 に規定する手続きに従い、承認を行う。定められた利用申請以外の方法による申請であった場合や申請内容に疑義が生じた場合は、利用申請を拒否する。

#### 4. 2. 3 証明書申請プロセスの時間

本認証局は、証明書の利用申請を遅滞なく処理する。

ただし、申請書類に不備があった場合、これの再提出を求め、また再提出後にこれを再審査するための時間を要する。

## 4. 3 証明書発行

### 4. 3. 1 証明書発行時の認証局の行動

登録局は、証明書利用申請を元に、発行局に対し、証明書の発行要求を行う。発行局は、要求送信元である登録局の正当性を確認した上で、自動的に利用者の鍵ペアを生成し、対応する証明書を発行する。また、USB トークンに格納して配布する場合は、USB トークンに格納後、USB トークンを発送する。

### 4. 3. 2 認証局から利用者への証明書発行の通知

本認証局は、証明書発行完了後、自動的に、利用申請時に指定されたアドレス宛に Email にて発行完了通知を行う。USB トークンの場合は、USB トークンおよび USB トークン PIN の発送をもって通知とする。

## 4. 4 証明書受領

### 4. 4. 1 証明書受領確認手続き

#### (1) PKCS#12 形式または USB トークンでの発行

利用者は発行完了通知に記載される URL にアクセスし、利用者の本人確認に必要となるダウンロード用パスワードを入力して、鍵ペアおよび証明書をダウンロードする。本認証局は、利用者が証明書のダウンロードを行った際、利用申請時に指定されたアドレス宛に Email にてダウンロード完了通知を行う。通知発送後、17 日間（通知発送日を含まない）のうちに、利用者が証明書の内容等に異議を唱えない場合は受領したものとみなす。

USB トークンによる配布の場合は、本認証局が指定する USB トークン到着予定日から 17 日間（到着予定日を含まない）のうちに、USB トークンの動作および証明書の内容等についての申し立てがない場合は受領したものとみなす。異議申し立てを受けた場合は、当該 CPS 4. 9. 1 に従い当該証明書の失効を行い、所定の手続きに基づき再発行を行う。

なお、ダウンロードが規定回数以上失敗した場合は、当該証明書の失効を行う場合がある。また、USB トークンが規定回数以上返送されてきた場合は、当該証明書の失効を行う。

#### (2) パソコンまたは USB トークンへの自動インポートでの発行

利用者は発行完了通知に記載される URL にアクセスし、利用者の本人確認に必要となるダウンロード用パスワードを入力して、鍵ペアおよび証明書をダウンロードする。本認証局は、利用者が証明書のダウンロードを行った際、利用申請時に指定されたアドレス宛に **Email** にてダウンロード完了通知を行う。通知発送後、**17** 日間（通知発送日を含まない）のうちに、利用者が証明書の内容等に異議を唱えない場合は受領したものとみなす。

#### 4. 4. 2 認証局による証明書の公開

本認証局は、発行した証明書を公開する義務を負わない。

#### 4. 4. 3 認証局による他の関係者に対する証明書発行の通知

規定しない。

### 4. 5 鍵ペアと証明書の利用

#### 4. 5. 1 利用者による秘密鍵と証明書の利用

利用者による秘密鍵と証明書の用途については、本 CP 1. 4 に従う。  
利用者は、規定された用途以外に使用してはならない。

#### 4. 5. 2 信頼者に対する利用者の公開鍵と証明書の利用

信頼者に対する利用者の公開鍵と証明書の用途については、本 CP 1. 4 に従う。  
信頼者は、規定された用途以外に使用してはならない。

### 4. 6 鍵更新を伴わない証明書更新

#### 4. 6. 1 鍵更新を伴わない証明書更新に関する要件

本認証局は、鍵ペアの更新を伴わない証明書更新を認めない。

#### 4. 6. 2 証明書利用申請者

規定しない。

#### 4. 6. 3 証明書申請プロセス

規定しない。

#### 4. 6. 4 利用者への新しい証明書発行の通知

規定しない。

#### 4. 6. 5 証明書受領確認手続き

規定しない。

#### 4. 6. 6 認証局による新しい証明書の公開

規定しない。

#### 4. 6. 7 認証局による他の関係者に対する新しい証明書の発行の通知

規定しない。

### 4. 7 鍵更新を伴う証明書更新

#### 4. 7. 1 鍵更新に関する要件

本認証局は、証明書更新に際しては、利用者が保持する既存の鍵ペアの継続利用を認めず、新しい鍵ペアを生成し、その公開鍵に対する新しい証明書を発行する。

#### 4. 7. 2 新しい公開鍵に対する証明書利用申請者

本 CP 4. 1. 1 に従う。

#### 4. 7. 3 鍵更新における証明書申請プロセス

##### (1) PKCS#12 形式または USB トークンでの発行

本 CP 4. 2 に従う。

##### (2) パソコンまたは USB トークンへの自動インポートでの発行

- ・本人性確認と認証業務の実行  
既に証明書を所有しているため実施しない。
- ・証明書申請の承認または拒否  
利用申請をしない
- ・証明書申請プロセスの時間  
規定しない

#### 4. 7. 4 利用者への新しい証明書発行の通知

(1) PKCS#12 形式または USB トークンでの発行

本 CP 4. 3. 2 に従う。

(2) パソコンまたは USB トークンへの自動インポートでの発行

本認証局は、証明書発行完了後、自動的に、利用申請時に指定されたアドレス宛に **Email** にて発行完了通知を行う。

#### 4. 7. 5 鍵更新された証明書の受領確認手続き

本 CP 4. 4. 1 に従う。

#### 4. 7. 6 鍵更新された証明書の公開

本 CP 4. 4. 2 に従う。

#### 4. 7. 7 鍵更新された証明書の他の関係者に対する発行の通知

本 CP 4. 4. 3 に従う。

## 4. 8 証明書の変更

### 4. 8. 1 証明書の変更に関する要件

証明書の記載内容に変更の必要が生じた場合、利用者は、登録局に対して変更申請を行うか、または代表者が存在する場合、その代表者に変更の必要が生じたことを伝え、変更申請を行うよう要請しなければならない。

要請を受けた代表者、または利用者証明書の記載内容に変更の必要が生じたことを知り得た代表者は、登録局に対して変更申請を行わなければならない。  
本認証局は、当該証明書の失効と、変更内容を反映した新しい証明書の発行を行う。

### 4. 8. 2 証明書変更申請者

本 CP 4. 1. 1 に従う。

### 4. 8. 3 証明書変更申請プロセス

利用者証明書の変更申請については、書類不備等を確認し、登録局が受理する。その後、登録局は本 CP 4. 1. 2 に規定する手続きに従い、承認を行う。定められた変更申請以外の方法による申請であった場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、変更申請を拒否する。

本認証局は、変更申請が承認された場合、当該利用者の証明書を失効し、その後、変更内容を反映した新しい証明書の発行を行う。

### 4. 8. 4 利用者への新しい証明書発行の通知

変更申請により、新しい証明書が発行された場合の通知は、本 CP 4. 3. 2 に従う。

### 4. 8. 5 変更された証明書の受領確認手続き

本 CP 4. 4. 1 に従う。

### 4. 8. 6 変更された証明書の公開

本 CP 4. 4. 2 に従う。

#### 4. 8. 7 変更された証明書の他の関係者に対する発行の通知

本 CP 4. 4. 3 に従う。

### 4. 9 証明書の失効と一時停止

#### 4. 9. 1 失効の要件

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 2 失効申請者

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 3 失効申請プロセス

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 4 失効申請までの猶予期間

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 5 失効申請プロセスの時間

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 6 信頼者による失効情報確認の要件

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 7 CRL 発行周期

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 8 CRL がリポジトリに格納されるまでの最大遅延時間

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 9 オンラインでの証明書の有効性確認

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 10 オンラインでの証明書の失効情報確認要件

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 11 その他の利用可能な失効情報確認の手段

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 12 鍵の危殆化の特別な要件

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 13 一時停止の要件

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 14 一時停止申請者

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 15 一時停止申請の手続き

当該 CPS に従う。

#### 4. 9. 16 一時停止可能な期間

当該 CPS に従う。

### 4. 10 証明書ステータス確認サービス

当該 CPS に従う。

#### 4. 10. 1 運用上の特徴

当該 CPS に従う。

#### 4. 1 0. 2 サービスの可用性

当該 CPS に従う。

#### 4. 1 0. 3 他の特徴

当該 CPS に従う。

#### 4. 1 1 認証局への登録の終了

当該 CPS に従う。

#### 4. 1 2 鍵預託とリカバリ

##### 4. 1 2. 1 鍵預託とリカバリのポリシーと手順

当該 CPS に従う。

##### 4. 1 2. 2 セッションキーのカプセル化・復旧のポリシーと手順

当該 CPS に従う。

## 5. 設備、管理、運用統制

### 5. 1 物理的な管理

#### 5. 1. 1 施設の所在と構造

当該 CPS に従う。

#### 5. 1. 2 物理的アクセス

当該 CPS に従う。

#### 5. 1. 3 電源設備と空調設備

当該 CPS に従う。

#### 5. 1. 4 水害対策

当該 CPS に従う。

#### 5. 1. 5 火災に対する予防措置と対策

当該 CPS に従う。

#### 5. 1. 6 媒体保管場所

当該 CPS に従う。

#### 5. 1. 7 廃棄物処理

当該 CPS に従う。

#### 5. 1. 8 オフサイトバックアップ

当該 CPS に従う。

### 5. 2 職務統制

#### 5. 2. 1 信頼される役割

当該 CPS に従う。

#### 5. 2. 2 役割ごとに必要な人員の数

当該 CPS に従う。

#### 5. 2. 3 各役割における本人性確認と認証

当該 CPS に従う。

#### 5. 2. 4 職務の分離が要求される役割

当該 CPS に従う。

### 5. 3 人事面の管理

#### 5. 3. 1 経歴、資格、経験などに関する要求事項

当該 CPS に従う。

#### 5. 3. 2 身元調査手続き

当該 CPS に従う。

#### 5. 3. 3 教育訓練要件

当該 CPS に従う。

#### 5. 3. 4 教育訓練の周期

当該 CPS に従う。

#### 5. 3. 5 ジョブローテーションの周期と順序

当該 CPS に従う。

### 5. 3. 6 許可されていない行動に対する罰則

当該 CPS に従う。

### 5. 3. 7 職員に対する契約要件

当該 CPS に従う。

### 5. 3. 8 職員が参照できるドキュメント

当該 CPS に従う。

## 5. 4 監査ログの手続き

### 5. 4. 1 記録されるイベントの種類

当該 CPS に従う。

### 5. 4. 2 監査ログを処理する頻度

当該 CPS に従う。

### 5. 4. 3 監査ログの保持期間

当該 CPS に従う。

### 5. 4. 4 監査ログの保護

当該 CPS に従う。

### 5. 4. 5 監査ログのバックアップ手続き

当該 CPS に従う。

### 5. 4. 6 監査ログ収集システム (内部、外部)

当該 CPS に従う。

#### 5. 4. 7 当事者に対する通知

当該 CPS に従う。

#### 5. 4. 8 脆弱性評価

当該 CPS に従う。

### 5. 5 アーカイブ

#### 5. 5. 1 アーカイブの種類

当該 CPS に従う。

#### 5. 5. 2 アーカイブの保持期間

当該 CPS に従う。

#### 5. 5. 3 アーカイブの保護

当該 CPS に従う。

#### 5. 5. 4 アーカイブのバックアップ手続き

当該 CPS に従う。

#### 5. 5. 5 アーカイブの日付要件

当該 CPS に従う。

#### 5. 5. 6 アーカイブ収集システム（内部、外部）

当該 CPS に従う。

#### 5. 5. 7 アーカイブ情報の入手と検証手続き

当該 CPS に従う。

## 5. 6 認証局の鍵更新

当該 CPS に従う。

## 5. 7 危殆化、災害からの復旧

### 5. 7. 1 認証局秘密鍵の危殆化および災害からの復旧手続き

当該 CPS に従う。

### 5. 7. 2 ハードウェア、ソフトウェア、データの障害時の手続き

当該 CPS に従う。

### 5. 7. 3 利用者秘密鍵危殆化時の手続き

当該 CPS に従う。

### 5. 7. 4 認証局秘密鍵の危殆化および災害後の事業継続性

当該 CPS に従う。

## 5. 8 認証局の業務終了

当該 CPS に従う。

## 6. 技術面のセキュリティ管理

### 6. 1 鍵ペア生成と導入

#### 6. 1. 1 鍵ペアの生成

本認証局が定める暗号ライブラリにより生成される。

#### 6. 1. 2 利用者への秘密鍵の配送

本認証局は、利用者の秘密鍵を PKCS#12 形式、もしくは USB トークンに格納して配送する。

#### 6. 1. 3 本認証局への公開鍵の配送

本認証局内で生成されるため、利用者またはそれらの代表者から本認証局への公開鍵の配送は行わない。

#### 6. 1. 4 信頼者への認証局公開鍵の配送

当該 CPS に従う。

#### 6. 1. 5 鍵長

証明書に係る鍵は、下記の仕様に適合する鍵を利用する。

- |          |   |                             |
|----------|---|-----------------------------|
| (1) 署名方式 | : | SHA-1withRSA、SHA-256withRSA |
| (2) 合成数  | : | 1024 bit、2048 bit           |

#### 6. 1. 6 公開鍵パラメータ生成および検査

規定しない。

#### 6. 1. 7 鍵用途 (X.509 v3 key usage フィールド)

本 CP 別紙 1 1. 1 に定める証明書プロファイルにおいて規定する。

### 6. 2 秘密鍵保護と秘密鍵管理モジュール技術の管理

#### 6. 2. 1 秘密鍵管理モジュールの標準と管理

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 2 秘密鍵の複数人管理 (n out of m)

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 3 秘密鍵の預託

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 4 秘密鍵のバックアップ

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 5 秘密鍵のアーカイブ

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 6 秘密鍵管理モジュールへまたはからの秘密鍵の転送

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 7 秘密鍵管理モジュール内での秘密鍵保存

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 8 秘密鍵の活性化

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 9 秘密鍵の非活性化

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 10 秘密鍵破壊の方法

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

#### 6. 2. 11 秘密鍵管理モジュールの評価

本認証局は、利用者の秘密鍵には関知しない。

### 6. 3 鍵ペア管理に関するその他の項目

#### 6. 3. 1 公開鍵の保存

証明書は、その有効期間の終了後、2年間保存する。

#### 6. 3. 2 証明書と鍵ペアの使用期間

証明書の有効期間は、標準で25ヶ月以内とする。

### 6. 4 秘密鍵の活性化情報

#### 6. 4. 1 活性化情報の作成と設定

利用者の秘密鍵の活性化情報については関知しない。ただし、USB トークンの場合は、本認証局にて自動的に生成され、利用者または登録時に指定された代表者へ郵送により通知する。

#### 6. 4. 2 活性化情報の保護

利用者の秘密鍵の活性化情報は、利用者の責任を持って管理しなければならない。

### 6. 4. 3 活性化情報に関するその他の項目

規定しない。

## 6. 5 コンピュータセキュリティ管理

### 6. 5. 1 特定のコンピュータセキュリティに関する技術的要件

当該 CPS に従う。

### 6. 5. 2 コンピュータセキュリティの評価

当該 CPS に従う。

## 6. 6 技術的面におけるライフサイクルの管理

### 6. 6. 1 システム開発管理

当該 CPS に従う。

### 6. 6. 2 セキュリティマネジメント管理

当該 CPS に従う。

### 6. 6. 3 ライフサイクルセキュリティの管理

当該 CPS に従う。

## 6. 7 ネットワークセキュリティ管理

当該 CPS に従う。

## 6. 8 日時の記録

当該 CPS に従う。

## 7. 証明書、CRL、OCSP の各プロファイル

### 7. 1 証明書プロファイル

#### 7. 1. 1 バージョン番号

本 CP 別紙 1 1. 1 に定める証明書プロファイルにおいて規定する。

#### 7. 1. 2 証明書拡張領域

本 CP 別紙 1 1. 1 に定める証明書プロファイルにおいて規定する。

#### 7. 1. 3 アルゴリズムオブジェクト識別子

本 CP 別紙 1 1. 1 に定める証明書プロファイルにおいて規定する。

#### 7. 1. 4 名前の形式

本 CP 別紙 1 1. 1 に定める証明書プロファイルにおいて規定する。

#### 7. 1. 5 名称制約

規定しない。

#### 7. 1. 6 証明書ポリシーオブジェクト識別子

本 CP 別紙 1 1. 1 に定める証明書プロファイルにおいて規定する。

#### 7. 1. 7 ポリシー制約拡張の使用

規定しない。

#### 7. 1. 8 ポリシー修飾子の構文と意味

本 CP 別紙 1 1. 1 に定める証明書プロファイルにおいて規定する。

#### 7. 1. 9 重要な証明書ポリシー拡張についての処理方法

規定しない。

## 7. 2 CRL プロファイル

### 7. 2. 1 バージョン番号

当該 CPS に従う。

### 7. 2. 2 CRL、CRL エントリ拡張

当該 CPS に従う。

## 7. 3 OCSP プロファイル

### 7. 3. 1 バージョン番号

当該 CPS に従う。

### 7. 3. 2 OCSP 拡張

当該 CPS に従う。

## 8. 準拠性監査とその他の評価

### 8. 1 監査の頻度と要件

当該 CPS に従う。

### 8. 2 監査人の要件

当該 CPS に従う。

### 8. 3 監査人と被監査者の関係

当該 CPS に従う。

### 8. 4 監査の範囲

当該 CPS に従う。

### 8. 5 監査における指摘事項への対応

当該 CPS に従う。

### 8. 6 監査結果の開示

当該 CPS に従う。

## 9.  他のビジネス的・法的問題

### 9. 1  料金

#### 9. 1. 1  証明書発行または更新料

当該 CPS に従う。

#### 9. 1. 2  証明書へのアクセス料金

当該 CPS に従う。

#### 9. 1. 3  失効またはステータス情報へのアクセス料金

当該 CPS に従う。

#### 9. 1. 4  その他のサービスに関する料金

当該 CPS に従う。

#### 9. 1. 5  払い戻し指針

当該 CPS に従う。

### 9. 2  金銭上の責任

#### 9. 2. 1  保険の適用範囲

当該 CPS に従う。

#### 9. 2. 2  その他の資産

当該 CPS に従う。

#### 9. 2. 3  利用者を保護する保険、保証

当該 CPS に従う。

## 9. 3 企業情報の秘密性

### 9. 3. 1 秘密情報の範囲

当該 CPS に従う。

### 9. 3. 2 秘密情報の範囲外の情報

当該 CPS に従う。

### 9. 3. 3 秘密情報の保護責任

当該 CPS に従う。

## 9. 4 個人情報の保護

### 9. 4. 1 プライバシープラン

当該 CPS に従う。

### 9. 4. 2 プライバシーとして扱われる情報

当該 CPS に従う。

### 9. 4. 3 プライバシーとみなされない情報

当該 CPS に従う。

### 9. 4. 4 個人情報を保護する責任

当該 CPS に従う。

### 9. 4. 5 個人情報の使用に関する個人への通知および承認

当該 CPS に従う。

#### 9. 4. 6 司法手続または行政手続に基づく公開

当該 CPS に従う。

#### 9. 4. 7 他の情報公開の場合

当該 CPS に従う。

### 9. 5 知的財産権

当該 CPS に従う。

### 9. 6 表明および保証

#### 9. 6. 1 発行局の表明および保証

当該 CPS に従う。

#### 9. 6. 2 登録局の表明および保証

当該 CPS に従う。

#### 9. 6. 3 加入者の表明および保証

当該 CPS に従う。

#### 9. 6. 4 利用者の表明および保証

当該 CPS に従う。

#### 9. 6. 5 信頼者の表明および保証

当該 CPS に従う。

#### 9. 6. 6 他の関係者の表明および保証

当該 CPS に従う。

## 9. 7 無保証

当該 CPS に従う。

## 9. 8 責任制限

### 9. 8. 1 利用者の義務違反

当該 CPS に従う。

### 9. 8. 2 信頼者の義務違反

当該 CPS に従う。

### 9. 8. 3 不可抗力等

当該 CPS に従う。

### 9. 8. 4 賠償

当該 CPS に従う。

## 9. 9 補償

当該 CPS に従う。

## 9. 10 文書の有効期間と終了

### 9. 10. 1 文書の有効期間

本 CP は、ポリシー承認局の承認を得た後、指定された有効開始日より有効となる。本 CP 9. 10. 2 で記載する本 CP の終了をもって有効期間を終了する。

## 9. 1 0. 2 終了

当該 CPS 9. 1 0. 2に記載する当該 CPS の終了またはポリシー承認局により承認された本 CP 終了日をもって、本 CP は無効となる。

## 9. 1 0. 3 終了の影響と存続条項

当該 CPS に従う。

## 9. 1 1 個々の関係者間に対する通知と連絡

当該 CPS に従う。

## 9. 1 2 改訂

### 9. 1 2. 1 改訂手続き

ポリシー承認局は、必要に応じ、本 CP の改訂・承認を行う。

### 9. 1 2. 2 通知方法と期間

当該 CPS に従う。

### 9. 1 2. 3 オブジェクト識別子の変更理由

当該 CPS に従う。

## 9. 1 3 紛争解決手続き

当該 CPS に従う。

## 9. 1 4 準拠法

当該 CPS に従う。

## 9. 1 5 適用される準拠法

当該 CPS に従う。

## 9. 1 6 その他の条項

### 9. 1 6. 1 完全合意

当該 CPS に従う。

### 9. 1 6. 2 譲渡

当該 CPS に従う。

### 9. 1 6. 3 分離可能性

当該 CPS に従う。

### 9. 1 6. 4 執行（弁護士費用と権利の放棄）

当該 CPS に従う。

## 10. 【別紙1】 用語集

当該 CPS 参照。

## 1 1. 【別紙2】 証明書プロファイル

### 1 1. 1 クライアント証明書

#### (1) Basic

#### SHA-1 認証局

version	値	説明
Version	型: INTEGER 値: 2	証明書フォーマットのバージョン番号 2 (Ver.3)
<b>serialNumber</b>		
CertificateSerialNumber	型: INTEGER 値: ユニークな整数	証明書のシリアル番号
<b>signature</b>		
AlgorithmIdentifier		証明書への署名に使用された暗号アルゴリズムの識別子 (公開鍵暗号とハッシュ関数)
algorithm	型: OID 値: 1 2 840 113549 1 1 5	暗号アルゴリズムのオブジェクトID sha1 With RSAEncryption
parameters	型: NULL 値: NULL	暗号アルゴリズムの引数
<b>issuer</b>		
CountryName		証明書発行者の国名
type	型: OID 値: 2 5 4 6	国名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JP	国名の値
OrganizationName		証明書発行者の組織名
type	型: OID 値: 2 5 4 10	組織名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JAPAN TELECOM CO., LTD.	組織名の値
OrganizationalUnitName		証明書発行者の部門名
type	型: OID 値: 2 5 4 11	部門名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: N/A	部門名の値
CommonName		証明書所有者の固有名称
type	型: OID 値: 2 5 4 3	固有名称のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JAPAN TELECOM CA	固有名称の値
<b>validity</b>		
Validity		証明書の有効期間
notBefore	型: UTC Time 値: yymmddhhmmssZ	有効開始日時
notAfter	型: UTC Time 値: yymmddhhmmssZ	終了日時

<b>subject</b>		
CountryName		証明書所有者の国名
type	型: OID 値: 2 5 4 6	国名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JP	国名の値
StateOr ProvinceName		JP ※ 固定
type	型: OID 値: 2 5 4 8	証明書所有者の都道府県名 都道府県名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: (都道府県名)	都道府県名の値 * 加入企業の都道府県名(英字)
LocalityName		証明書所有者の所在地
type	型: OID 値: 2 5 4 7	所在地のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: (所在地住所)	所在地の値 * 加入企業の所在地(英語)
OrganizationName		証明書発行者の組織名
type	型: OID 値: 2 5 4 10	組織名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: SOFTBANK TELECOM Client	組織名の値
OrganizationalUnitName		証明書発行者の部門名
type	型: OID 値: 2 5 4 11	部門名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: (サービス加入企業組織名等)	部門名の値 * 加入企業の組織名等
OrganizationalUnitName		証明書発行者の部門名
type	型: OID 値: 2 5 4 11	部門名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: (サービス加入企業組織名等)	部門名の値(記載有無選択可) * 加入企業の組織名等
CommonName		証明書所有者の固有名称
type	型: OID 値: 2 5 4 3	固有名称のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: (利用者固有値)	固有名称の値 * 利用者固有値等
<b>subjectPublicKeyInfo</b>		
SubjectPublicKeyInfo		証明書所有者の公開鍵に関する情報
AlgorithmIdentifier		暗号アルゴリズムの識別子
algorithm	型: OID 値: 1 2 840 113549 1 1 1	暗号アルゴリズムのオブジェクトID
parameters	型: NULL 値: NULL	暗号アルゴリズムの引数
subjectPublicKey	型: BIT STRING 値: 公開鍵値	公開鍵値

SHA-256 認証局

version	値	説明
Version	型: INTEGER 値: 2	証明書フォーマットのバージョン番号
<b>serialNumber</b>		
CertificateSerialNumber	型: INTEGER 値: ユニークな整数	証明書のシリアル番号
<b>signature</b>		
AlgorithmIdentifier	型: OID 値: 1.2.840.113549.1.1.11 (SHA256withRSAEncryption)	証明書への署名に使用された暗号アルゴリズムの識別子 (公開鍵暗号とハッシュ関数) 暗号アルゴリズムのオブジェクトID
algorithm		
parameters	型: NULL 値: NULL	暗号アルゴリズムの引数
<b>issuer</b>		
CountryName	型: OID 値: 2 5 4 6	証明書発行者の国名
type		国名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JP	国名の値
OrganizationName	型: OID 値: 2 5 4 10	証明書発行者の組織名
type		組織名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: SOFTBANK TELECOM CO., LTD.	組織名の値
CommonName	型: OID 値: 2 5 4 3	証明書発行者の固有名称
type		固有名称のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: PKI PLATFORM CA G2	固有名称の値 証明書を発行する認証局名
<b>validity</b>		
Validity		証明書の有効期間
notBefore	型: UTC Time 値: yymmddhhmmssZ	有効開始日時
notAfter	型: UTC Time 値: yymmddhhmmssZ	終了日時

<b>subject</b>		
CountryName		証明書所有者の国名
type	型: OID 値: 2 5 4 6	国名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JP	国名の値 JP ※固定
OrganizationName		証明書所有者の組織名
type	型: OID 値: 2 5 4 10	組織名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: PKI PLATFORM Client	組織名の値
OrganizationalUnitName		証明書所有者の部門名
type	型: OID 値: 2 5 4 11	部門名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: (サービス加入企業組織名等)	証明書所有者の部門名 *加入企業の組織名等
OrganizationalUnitName		証明書所有者の部門名
type	型: OID 値: 2 5 4 11	部門名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: (サービス加入企業の顧客識別子)	部門名の値 (記載有無選択可) *加入企業の顧客識別子
CommonName		証明書所有者の固有名称
type	型: OID 値: 2 5 4 3	固有名称のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: (利用者固有値)	固有名称の値 *利用者固有値等
<b>subjectPublicKeyInfo</b>		
SubjectPublicKeyInfo		証明書所有者の公開鍵に関する情報
AlgorithmIdentifier		暗号アルゴリズムの識別子
algorithm	型: OID 値: 1 2 840 113549 1 1 1	暗号アルゴリズムのオブジェクトID
parameters	型: NULL 値: NULL	暗号アルゴリズムの引数
subjectPublicKey	型: BIT STRING 値: 公開鍵値	公開鍵値 ※2048Bit長の公開鍵

## (2) Standard Extensions

### SHA-1 認証局

authorityKeyIdentifier (entnID ::= 2 5 29 35, critical ::= FALSE)	値	説明
AuthorityKeyIdentifier keyIdentifier	型: OctetString 値: 認証局のsubjectPublicKeyのHASH値	認証局の公開鍵識別子 公開鍵の識別子
authorityCertSerialNumber	型: INTEGER 値: 認証局のシリアル番号	認証局の証明書のシリアル番号
authorityCertIssuer directoryName	型: PrintableString	認証局に関する情報 ディレクトリ名
CountryName type	型: OID 値: 2 5 4 6	証明書発行者の国名 国名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JP	国名の値
OrganizationName type	型: OID 値: 2 5 4 10	証明書発行者の組織名 組織名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JAPAN TELECOM CO., LTD.	組織名の値
CommonName type	型: OID 値: 2 5 4 3	証明書所有者の固有名 固有名オブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JAPAN TELECOM CA	固有名の値
<b>subjectKeyIdentifier (entnID ::= 2 5 2 14, critical ::= FALSE)</b>		
SubjectKeyIdentifier keyIdentifier	型: OCTET STRING 値: 所有者のsubjectPublicKeyのHash値	証明書所有者の公開鍵に関する情報 公開鍵の識別子
<b>keyUsage (entnID ::= 2 5 29 15, critical ::= TRUE)</b>		
KeyUsage	型: BitString 値: 101100000	鍵の使用目的 digitalSignature, keyEncipherment, DataEncipherment (DataEnciphermentは記載有無選択可、標準は無し)
<b>privateKeyUsagePeriod (entnID ::= 2 5 29 16, critical ::= -)</b>		
privateKeyUsagePeriod	設定しない	秘密鍵使用期間
<b>certificatePolicies (entnID ::= 2 5 29 32, critical ::= FALSE)</b>		
PolicyInformation CertPolicyID	型: OID 値: 1.3.6.1.4.1.1657.105.1.1	証明書ポリシー ポリシーID PKIプラットフォーム クライアント証明書
<b>PolicyMapping (entnID ::= 2 5 29 33, critical ::= -)</b>		
policyMapping	設定しない	ポリシーマッピング
<b>subjectAltName (entnID ::= 2 5 29 17, critical ::= FALSE)</b>		
subjectAltName	型: PrintableString 値: (証明書主体者別名)	証明書主体者別名(記載有無選択可)
<b>issuerAltName (entnID ::= 2 5 29 18, critical ::= -)</b>		
issuerAltName	設定しない	証明書発行者別名
<b>subjectDiracotryAttribute (entnID ::= 2 5 29 9, critical ::= -)</b>		
subjectDiracotryAttribute	設定しない	証明書利用者ディレクトリ属性
<b>basicConstraints (entnID ::= 2 5 29 19, critical ::= -)</b>		
basicConstraints cA pathLenConstraints	設定しない 設定しない	基本的制限 CAかどうかを示すフラグ
<b>nameConstraints (entnID ::= 2 5 29 30, critical ::= -)</b>		
nameConstraints	設定しない	名称制約

<b>policyConstraints</b> ( <b>entriID := 2 5 29 36, critical := -</b> )		
policyConstraints	設定しない	ポリシー制約
<b>extendKeyUsage</b> ( <b>entriID := 2 5 29 37, critical := FALSE</b> )		
extendKeyUsage	型: OID 値: 1.3.6.1.4.1.311.20.2.2 1.3.6.1.5.5.7.3.2 1.3.6.1.4.1.311.10.3.4 1.3.6.1.5.5.7.3.4	拡張した鍵の使用目的 スマートカード ログオン クライアント認証 暗号化ファイルシステム(記載有無選択可、標準は無し) 電子メールの保護(記載有無選択可、標準は無し)
<b>cRLDistributionPoints</b> ( <b>entriID := 2 5 29 31, critical := FALSE</b> )		
cRLDistributionPoints DistributionPoint fullName  uniformResourceIdentifier	型: PrintableString 値: http://pki- crl.softbanktelecom.co.jp/japantelecomca/c ertificateRevocationList.crl	CRL配布ポイント  CRLを配布するURI 閉域網接続オプション契約有りの場合は、 http://vpki- crl.softbanktelecom.co.jp/japantelecomca/certificateRevocatio nList.crl
<b>inhibitAnyPolicy</b> ( <b>entriID := 2 5 29 54, critical := -</b> )		
InhibitAnyPolicy	設定しない	全ポリシー禁止
<b>FreshestCRL</b> ( <b>entriID := 2 5 29 46, critical := -</b> )		
freshestCrl	設定しない	デルタCRL

## SHA-256 認証局

<b>certificatePolicies</b> (entnID := 2 5 29 32, critical := FALSE)		
PolicyInformation CertPolicyID	型: OID 値: 1.3.6.1.4.1.1657.105.1.1	証明書ポリシー ポリシーID PKIプラットフォーム クライアント証明書
<b>keyUsage</b> (entnID := 2 5 29 15, critical := TRUE)		
KeyUsage	型: BitString 値: 10100000 (digitalSignature.keyEncipherment)	鍵の使用目的
<b>authorityKeyIdentifier</b> (entnID := 2 5 29 35, critical := FALSE)	値	説明
AuthorityKeyIdentifier keyIdentifier	型: OctetString 値: 認証局のsubjectPublicKeyのHASH値	認証局の公開鍵識別子 公開鍵の識別子
authorityCertSerialNumber	型: INTEGER 値: 認証局のシリアル番号(01)	認証局の証明書のシリアル番号
authorityCertIssuer directoryName CountryName type	型: PrintableString 値: 2 5 4 6	認証局に関する情報 ディレクトリ名 証明書発行者の国名 国名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: JP	国名の値
OrganizationName type	型: OID 値: 2 5 4 10	証明書発行者の組織名 組織名のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: SOFTBANK TELECOM CO., LTD.	組織名の値
CommonName type	型: OID 値: 2 5 4 3	証明書発行者の固有名称 固有名称のオブジェクトID
value	型: PrintableString 値: PKI PLATFORM CA G2	固有名称の値
<b>subjectKeyIdentifier</b> (entnID := 2 5 2 14, critical := FALSE)		
SubjectKeyIdentifier keyIdentifier	型: OCTET STRING 値: 所有者のsubjectPublicKeyのHash値	証明書所有者の公開鍵に関する情報 公開鍵の識別子
<b>cRLDistributionPoints</b> (entnID := 2 5 29 31, critical := FALSE)		
cRLDistributionPoints DistributionPoint fullName	型: OCTET STRING 値: http URI (http://pki-crl.softbanktelecom.co.jp/pkiplatformca/certificateRevocationList.crl)	CRL配布ポイント CRLを配布するURI

### (3) Internet Certificate Extensions

<b>authorityInfo Access</b> (entnID := 1 3 6 1 5 5 7 1 1, critical := -)	値	説明
authorityInfo Access	設定しない	認証局情報アクセス
<b>subjectInfo Access</b> (entnID := 1 3 6 1 5 5 7 1 11, critical := -)		
subjectInfo Access	設定しない	主体者情報アクセス